

要望等に対する回答について

(様式2)

要望年月日： 令和4年12月23日

要望団体名： 一般社団法人岩手県建設産業団体連合会、一般社団法人岩手県建設業協会

要望項目	取組状況等	県政への 反映区分 ※	その後の 対応	左の事由
工事全般				
1 働き方改革について				
<p>(1) 社会インフラ整備と国土強靱化の計画的推進に係る予算の確保について</p>	<p>① 社会インフラ整備予算の確保 令和5年度当初予算の公共事業費は対前年比10%プラスのシーリングとなっており、「いわて県民計画(2019～2028)」の着実な推進と「第2期岩手県国土強靱化地域計画」に基づく防災・減災対策や老朽化対策の取組を機動的かつ計画的に進めるため、国の令和4年度補正予算と合わせ必要な予算の確保に努めていきます。(B) 発注にあたっては、適切な工期を設定したうえで、ゼロ県債活用や積算の前倒しによる早期発注に努めています。(B) 予算の執行状況については、業界団体等の意見交換会の場を通じて情報提供しているところですが、今後の情報提供のあり方については、業界団体と相談していきます。(B) 県営建設工事の執行に当たっては、いわて県民計画アクションプランに基づき、地域の実情に応じた施策の推進について、優先度を見極めながら進めていきます。(B)</p> <p>② 国土強靱化の計画的推進予算の確保 国土強靱化予算を充当した工事については、設計図書等への明示について検討していきます。(B) 国では、防災・減災、国土強靱化の取組を強力に推進するとともに、これまでの成果や経験をいかし、更なる取組を推進するための次期国土強靱化基本計画の検討を進め、中長期的かつ継続的に取り組むこととしています。 国土強靱化の取組を着実に進めていくためには、公共事業予算の安定的な確保が重要であることから、県では、令和4年11月に実施した令和5年度政府予算等に関する提言・要望において、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」について、必要な予算を当初予算も活用しながら別枠で確保するとともに、5か年加速化対策期間終了後においても、引き続き、国土強靱化に必要な予算を別枠で確保するよう要望しているところです。 今後も、様々な機会を捉えて国に働きかけるなど、公共事業予算の安定的・持続的な確保に努めていきます。(B:2) また、県営建設工事の執行に当たっては、いわて県民計画アクションプランに基づき、地域の実情に応じた施策の推進について、優先度を見極めながら進めていきます。(B)</p>	B:8		

要望項目	取組状況等	県政への 反映区分 ※	その後 の対応	左の事由
(2) 国際リニアコライダー（ILC）の実現に向けた取組について	<p>国際リニアコライダー（ILC）は、その学術的な価値だけではなく、科学技術立国と科学外交の実現、高度な技術力に基づくものづくりの競争力強化、人づくり革命の促進、国際的なイノベーション拠点の形成等による世界に開かれた地方創生、東日本大震災津波からの創造的復興等につながる多様な価値を有していることから、これまでもその実現に向けて県内はもとより、東北ILC推進協議会など多くの関係団体等と連携しながら東北一丸となって様々な活動を推進しているところです。</p> <p>現在、IDT（国際推進チーム）において、国際共同研究・政府間協議に向けた取組が進められており、県ではこうした状況を踏まえ、令和4年6月の「令和5年度政府予算等に関する提言・要望」に続き、11月にも国に対し以下の事項について要望を行いました。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国際協力による加速器の研究開発費等の予算を確実に確保すること 2 関係省庁横断による連携を強化し、国家的プロジェクトとして政府全体で推進すること 3 日本政府が主導し、国際的な議論を更に推進すること <p>令和5年度の政府予算案においては、ILC関連予算として令和4年度比で倍増となる9.7億円の予算が計上されたところであり、今後も関係団体等と連携を図りながら、国家プロジェクトとして、政府全体で推進するよう引き続き国への働きかけを行っていくほか、受入環境整備に向けた取組やILC実現の機運醸成などに取り組んでいきます。</p>	B		
(3) 建設資材や燃料の価格高騰への対応について	<p>資材価格の急激な変動には、工事請負契約書のスライド条項の適用や工事請負契約締結後における単価適用年月の変更を運用しており、単品スライド条項については、平成26年2月3日から、証明書類のとりまとめ・提出を不要とする簡素化を図っています。</p> <p>その他の御要望については、引き続き、国や他県の動向を注視しながら適切に対応していきます。</p>	B		
(4) 発注、施工及び引渡時期の平準化について	<p>改正品確法の趣旨を踏まえ、県発注工事において年度当初の工事量を確保するため、ゼロ県債活用や積算の前倒しによる早期発注に努めているほか、債務負担行為の設定や繰越制度の活用などにより、年間を通じた工事量の平準化に取り組んでいるところです。</p> <p>また、市町村に対しては、令和4年11月に開催した県ブロック発注者協議会において、発注関係事務の運用指針の更なる周知や、本県における平準化の取組事例の共有を行っているところであり、引き続き、市町村を含めた平準化の取組を推進していきます。</p>	A		
(5) 建設現場の「週休2日」について	<p>週休2日の達成状況に応じた補正係数は国の基準に準拠し、また、公共工事設計労務単価については、公共事業労務費調査結果に基づき、国土交通省において決定しており、改定の都度、県においても速やかに適用していますが、引き続き国の動向を注視していきます。（B）</p> <p>工期については、週休2日を想定した設定としており、また、令和3年度から全県で余裕期間を180日を超えない範囲で設定できることとしています。（A）</p> <p>風水害、雪害等については、労働基準法第33条の規定により、労働基準監督署長の許可を受けて、法定の労働時間を超えて、または法定の休日に、労働させることが可能となっていますが、引き続き、機会を捉えて要望の趣旨を関係機関に伝えていきます。（B）</p>	A : 1 B : 2		

要望項目	取組状況等	県政への 反映区分 ※	その後 の対応	左の事由
<p>(6) 若年者の入職・育成並びに女性の活躍推進策について</p>	<p>新卒者確保に対する支援として、貴協会との共催による「いわて建設業みらいフォーラム」について、県内の工業高校に加えて、令和4年度から普通高校の生徒も参加していただくとともに、フォーラムの様子を収録した動画をYouTubeにより配信するなど、次世代を担う若者をはじめとする県民に対し建設業の魅力や働きがいの積極的な発信のほか、進学や就職に際し建設業が選択肢の一つとなるよう小中学生及び高校生を対象とした現場見学会や出前講座の開催、高校生との協働による橋梁点検の実施を通じて、建設業のイメージアップに努めています。</p> <p>また、令和2年度から「いわて産業人材奨学金返還支援制度」の対象企業に、建設関連企業を追加し、県内外からの人材の確保に向けた企業の取組について支援を行っています。(A)</p> <p>引続き、フォーラムや現場見学会の開催により、多くの方々に建設業への理解促進を図るなど、教育機関と連携しながら、若者の建設業への入職促進に努めていきます。(A)</p> <p>令和3年5月に策定した「新たな県立高等学校再編計画後期計画」では、地域の社会情勢や産業振興の動向等を踏まえながら、多様な分野の学びを確保することとしています。</p> <p>今後も、地域の産業構造や人材のニーズ、産業構造の方向性等を踏まえ、地域の教育資源を活用した実践的な学習活動の充実を図りながら、地域産業を支える人材の育成に向け、教育環境の充実に努めていきます。</p> <p>なお、県南地域の工業高校の統合・新設に向け、現在、新しい校舎の立地候補地選定のための基礎調査を行っているところですが、統合新設校においては、現行の建設に関連する学科も含め特色ある学科等の機能を維持しながら、最先端の実習設備や機材の導入により、ICT等のデジタル化や技術の高度化などに対応した教育環境の整備を図り、幅広い分野で活躍できる人材の育成に取り組む魅力ある学校としたいと考えています。(A)</p> <p>専門高校の施設や実習設備の整備については、学校の意向を十分に踏まえるとともに、老朽化の度合いや緊急性、財政負担の平準化などを総合的に勘案しながら整備・更新を進めています。(B)</p> <p>県教育委員会としては、生徒一人ひとりの社会人・職業人として自立するための能力を育成するため、キャリア教育を推進しています。</p> <p>各専門高校においては、インターンシップや現場見学、地域の企業・関係団体等からの講師派遣による技術指導等の体験的・実践的な学習活動を通して、多様な職業人との関わりを経験させるとともに、先進技術に触れる機会を設け、その技術・技能の習得に努めています。</p> <p>今後も家庭・地域・産業界等と連携しながら、体験的・実践的な学習機会の確保に努め、地域産業を担う人材育成を進めていきます。(B)</p> <p>県では、貴協会と共催で実施する「経営革新講座」や「建設業経営講習会」において、「橋梁補修・コンクリートの維持管理」など今後発注の増加が見込まれる工種の技術力向上を目的とし、若手技術者も対象とした講習を実施しているほか、経営幹部等を対象に若手技術者の育成に関する講習を実施するなど、将来を担う若手の育成に向け、各種研修を開催しています。</p> <p>引き続き、若手技術者の育成のための取組として各種研修の開催を継続していきます。(A)</p> <p>県が実施する公共工事では、建設現場における作業環境の改善を図るため、受注者が女性用更衣室や休憩所のエアコン設置等を行うための経費を工事費に計上しています。また、男女ともに働きやすい環境とするため、水洗、洋式、鏡付洗面台等を備えた快適トイレを全ての建設現場に導入することを原則とし、その経費も工事費に計上しています。</p> <p>また、令和2年4月1日以降に公告した総合評価落札方式による入札から、配置技術者への女性の配置や「いわて女性活躍認定企業等」の認定について、新たに加点評価を行っています。</p> <p>今後も「けんせつ小町部会」と連携し、令和4年6月に作成された提言書も踏まえ、女性や若者をはじめ、「誰もが働きやすい建設業界」となるよう取り組んでいきます。(A)</p>	<p>A : 5 B : 2</p>		

要望項目	取組状況等	県政への 反映区分 ※	その後 の対応	左の事由
(7) 中間前払金制度の活用について	<p>中間前金払に係る認定に当たっては、指示書等により追加指示が行われているが契約書の変更が行われていない場合も、当該追加指示に係る出来高を認定対象とする出来高に含めることができることとして運用しているところですが、発注公所の担当職員を対象とした説明会において、改めて手続きの流れを周知徹底していきます。(B)</p> <p>前払金の取扱いについては国に準じており、中間前金払又は部分払の選択は契約時のみとしています。他県の対応状況等を注視していきます。(C)</p>	<p>B : 1 C : 1</p>		
(8) 地域建設業の社会的役割と公共事業の重要性の戦略的広報について	<p>県では、建設企業で働く担い手の育成及び安定的確保に向け、一般社団法人岩手県建設業協会盛岡支部及び一般社団法人岩手県測量設計業協会の協力のもと、建設業を紹介する動画を作成、公表しています。</p> <p>また、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」事業の効果事例や、災害時の初動対応から復旧、除雪作業や鳥インフルエンザの防疫作業等、県内建設企業の活躍事例などをまとめた広報誌を令和4年11月にホームページで公表したところです。</p> <p>今後とも、建設業の社会的役割や社会資本の整備の重要性等について周知を図るため、様々な広報媒体や機会を通じて、業界団体と連携を図りながら広報に取り組んでいきます。</p>	<p>A</p>		

要望項目	取組状況等	県政への 反映区分 ※	その後 の対応	左の事由
2 生産性の向上について				
(1) 災害時における 施工確保対策について	東日本大震災津波及び平成28年台風第10号災害からの復旧・復興工事を円滑に進めるため、国の施工確保対策に合わせ、県においても同様の対策を原則すべての工事に適用してきたところです。 今後発生する災害についても、その規模等を勘案し、必要に応じて施工確保対策を検討していきます。	B		
(2) 適時・適切な設計 変更について	受注者の責に帰すことができない事由により工期内に工事を完成させることができない場合は、設計変更ガイドラインに基づき、柔軟に対応しています。 また、協議の結果、請負代金額又は工期の変更が必要となった場合には「県営建設工事に係る設計変更に伴う契約変更事務取扱要領」に基づき、契約変更手続きの必要が生じた都度、遅滞なく行うこととしています。 なお、令和4年度も出先公所に設計変更ガイドラインを再説明し、適切な運用の徹底を周知したところです。	B		
(3) 生産性の向上に つながるICT（情報 通信技術）の活用につ いて	ICT活用工事については、平成29年度から受注者希望型により取り組んできましたが、建設企業の取組を加速させるため、令和3年度から発注者指定型を導入し、令和4年度からは発注者指定型選定要件を設定したところです。 また、令和2年度からICT機器を導入しようとする建設企業に対する助成制度により、県内建設企業の生産性向上の取組を支援しています。 積算基準については、国土交通省の積算基準に準じて追加経費の計上等の対応を行っているほか、関連する技術基準や諸規格等も国土交通省と統一しています。	B		

要望項目	取組状況等	県政への 反映区分 ※	その後 の対応	左の事由
(4) 適正な設計・積算について	<p>建設資材高騰への対応については、岩手県営建設工事請負契約書別記第25条（いわゆるスライド条項）を適用し、受注者から請負代金額の変更請求があった場合には、適切に対応しています。</p> <p>また、受注者の責に帰すことができない事由により工期内に工事を完成させることができない場合には、設計変更ガイドラインに基づき、柔軟に対応しています。</p> <p>工事の発注に当たっては、用地取得や支障物移設等の完了後に発注するよう努めているところですが、やむを得ず工事期間中に移設等がある場合は、特記仕様書（施工条件明示）に移設予定時期等を明示した上で、早期に移設等が完了するよう努めています。</p> <p>積算に当たっては、数量計算書、図面等について、設計図書で示した施工条件と実際の工事現場が合致しているか、現場条件に即した施工計画（建設機械等）となっているか確認を行った上で工事発注するよう努めています。なお、工期については、週休2日を想定した設定としており、また、令和3年度から全県で余裕期間を180日を超えない範囲で設定できることとしています。</p> <p>公共工事設計労務単価については、国と合同で毎年実施している公共工事労務費調査の結果を基に設定された最新の単価を採用しており、令和4年3月に改定したところです。今後とも労務単価が改定された際には、速やかに適用していくなど、国と連携を図りながら、適正な設計・積算に努めていきます。</p> <p>また、積算基準については、国土交通省より依頼のある施工合理化調査等に県発注工事も協力することで適切な歩掛・積算基準を設定しているところです。なお、積算基準が適用できない工種等を発注する場合には、見積り等を参考に積算することとしており、今後も適切な運用を図っていきます。</p>	A		
(5) 工事書類の標準化・共有化について	<p>県では、国土交通省との調整の結果、制度の違い等により標準化が難しい書類以外については標準化を実施しています。</p> <p>工事書類の簡素化については、効率化・省力化のため、不要な書類作成の削減、二重提出防止を目的として、「土木工事書類作成の手引き」を令和3年3月に策定し、公表するとともに、県ブロック発注者協議会において市町村と共有しています。</p> <p>また、ペーパーレス化については、平成19年度から電子納品を導入し、令和4年度からは情報共有システム（ASP）を利用することを原則としたところであり、引き続きペーパーレス化に取り組んでいきます。</p>	A		

要望項目	取組状況等	県政への 反映区分 ※	その後 の対応	左の事由
(6) 営繕工事における工事量の確保と施工における課題について	<p>① 公共建築工事については、各施設所管部局が事業計画に基づき発注しており、県土整備部においては、岩手県公営住宅等長寿命化計画に基づいて計画的に改修事業等を行うこととしています。(C)</p> <p>② 共同企業体への発注については、「共同企業体運用準則」(平成6年3月 中央建設業審議会建議改定)において、対象工事を大規模かつ技術的難度の高い工事の施工に際して、技術力等を結集することにより工事の安定的施工を確保する場合とし、工事の規模は、土木、建築では少なくとも5億円程度を下回らないこととされているため、対象工事を拡大することは難しいと考えています。(C)</p> <p>③ 「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(品確法)の趣旨に鑑み、より透明性、客観性の高い契約関係を構築するため、工事監理業務については原則として競争入札による発注を行っています。なお、特殊な用途、技術・工法が用いられている等、設計意図を高度に建築物の施工に反映する必要があるものについては、設計業務を受注した者と工事監理業務を随意契約しています。今後も、状況に応じて適切な発注方法を選定していきます。(C)</p> <p>④ 営繕工事の積算に際しては国土交通省の「営繕積算方式」を参考に行っており、建築関係資材単価については、令和4年8月から、従前年2回だった改定頻度を年4回に増やしています。引き続き、市場の動向を注視しながら、適切な予定価格の設定に努めていきます。(A)</p> <p>⑤ 工期については、設計時における概略工程表や過去の同様事例等を参考とした工期に、連休や週休2日を追加して設定しています。今後も、施工期間が十分確保できるよう適切な工期の設定に努めていきます。(B)</p> <p>⑥ 見積期間の設定に当たっては、建設業法の定めるところにより必要な期間を確保しています。 本県では東日本大震災津波からの復旧復興を最優先に入札契約制度の特例等、柔軟な運用をしてきたところであり、見積期間については早期復旧等のため期間の短縮を行う場合もありましたが、この特例制度については令和2年度末をもって廃止しており、令和3年度からは概ね法定見積期間を超える期間を設けた上で、運用しているところです。業界団体の要望、御意見等も踏まえ、十分な見積期間が確保されるよう努めていきます。(B)</p>	A : 1 B : 2 C : 3		

要望項目	取組状況等	県政への 反映区分 ※	その後 の対応	左の事由
3 入札制度について				
(1) 予定価格の適正な設定について	ICT活用工事及び週休2日対象工事については、国土交通省の積算基準に準じて追加経費の計上等の対応を行うこととしており、適正に予定価格を設定しているところです。 なお、積算基準の見直しについては、毎年10月1日以降入札公告に付すものから適用として改定を行っているところですが、施工確保対策や諸経費等の改定で国から通知があったものについては、前倒しで改定を行っています。	A		
(2) 低入札価格調査制度について	低入札価格調査においては、国が公共事業の品質確保や賃金の適切な確保の観点から調査基準価格算定モデルを示していますが、県では基本的に国に準拠しており、国の基準を大きく逸脱して設定することは難しいと考えています。 また、「失格基準価格」については、平成29年9月29日付け総務省及び国土交通省からの通知（「総合評価落札方式による入札における適切なダンピング対策の実施について」）では、「調査基準価格」と適切な幅を設けることとされており、制度の趣旨に即した一定の価格の幅を確保することが必要と考えます。 令和3年4月から、総合評価落札方式の適用工事の拡大などのダンピング防止対策の強化を図ったほか、令和4年4月には、国に合わせて調査基準価格の引き上げを行ったところです。 これまでの取組により、平均落札率は平成24年度以降90%台で推移しており、引き続き入札動向を注視しつつ、適切に対応していきます。	C		
(3) 予定価格の公表について	入札における適正な競争を確保する上で、予定価格の事前公表は、入札の透明性の向上、発注者受注者双方の事務効率の向上、また、予定価格に関わる不正排除にも有効なものとして、本県では平成17年度から全ての入札に導入しています。 なお、予定価格の事前公表に当たっては、国が求める実施の適否について、十分検討を行いながら運用しているところであり、現時点では入札の適正な競争が確保されていると考えています。 引き続き入札動向を注視しつつ、適切に対応していきます。	C		
(4) 入札における技術等評価点及び技術提案評価について	令和5・6年度県営建設工事競争入札参加資格審査及び総合評価落札方式条件付一般競争入札における技術等評価点については、現状維持としています。	A		

要望項目	取組状況等	県政への 反映区分 ※	その後 の対応	左の事由
専門工事・設計・資材などの分野				
1 働き方改革について				
(1) 公共事業予算の確保について【岩手県測量設計業協会】	<p>近年、激甚化・頻発化する自然災害から県民の安全・安心な暮らしを守るため、社会資本を整備し、適切に維持管理を図ることが重要と考えています。</p> <p>このため、県では、令和2年12月に「第2期岩手県国土強靱化地域計画」を、また、令和2年度末までに「岩手県公共施設等総合管理計画」に基づく全ての分野の個別施設計画を策定し、防災・減災対策や、河川や道路等の老朽化対策を、5か年加速化対策の国費等を最大限活用して推進しているところです。</p> <p>これらの取組を着実に進めていくためには、公共事業予算の安定的な確保が重要であることから、国の公共事業関係費の総額を安定的・持続的に確保することと併せ、直轄事業をはじめ、社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金等県内の公共事業に係る予算を確保するよう国に要望しているところです。今後も、予算の確保に向けた要望を行っていきます。</p>	B		
(2) 国土強靱化の積極的推進について【岩手県鉄構工業協同組合、岩手県アスファルト合材協会、岩手県測量設計業協会】	<p>令和4年11月に実施した令和5年度政府予算等に関する提言・要望において、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」について、必要な予算を当初予算も活用しながら別枠で確保するとともに、5か年加速化対策期間終了後においても、引き続き、国土強靱化に必要な予算を別枠で確保するよう要望しているところです。</p> <p>今後も、様々な機会を捉えて、国に働きかけるなど、公共事業予算の安定的・持続的な確保に努めていきます。</p>	B		
(3) 働き方改革及び担い手育成確保推進に資する仕事量確保、予算確保について【岩手県空調衛生工事業協会】	<p>公共工事設計労務単価については、毎年実施している公共工事労務費調査の結果を基に国が決定しているものであり、令和4年は3月に改定したところです。(B)</p> <p>また、諸経費等の積算基準については、国土交通省より依頼のある施工合理化調査等に県発注工事も協力することで適切な歩掛・積算基準を設定しているところです。</p> <p>今後とも労務単価や諸経費が改定された際には、速やかに適用していくなど、国と連携を図りながら、適正な設計・積算を行っていきます。(A)</p> <p>工種ごとの事業量を確保するうえで、公共事業予算の安定的・持続的な確保が必要であることから、国の公共事業関係費の総額を安定的・持続的に確保することと併せ、直轄事業をはじめ、社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金等県内の公共事業に係る予算を確保するよう国に要望しているところです。</p> <p>今後も、予算の確保に向けた要望を行っていきます。(B)</p>	A : 1 B : 2		
(4) 週休二日制や労働時間短縮を考慮した適正(柔軟)な工期設定について【岩手県電業協会、日本塗装工業会岩手県支部】	<p>土木工事の工期については、土日や連休等のほか、降雨による休工日を見込んで設定しています。</p> <p>公共建築工事の工期については、設計時における概略工程表や過去の同様事例等を参考に、連休2日を含んだものとしています。</p> <p>建設資材高騰への対応については、岩手県営建設工事請負契約書別記第25条(いわゆるスライド条項)を適用し、受注者から請負代金額の変更請求があった場合には、適切に対応しています。</p> <p>また、天候の不良、関連工事の調整協力その他受注者の責に帰すことができない事由により工期内に工事を完成させることができない場合は、工事の一時中止措置や工期の延伸等について柔軟に対応しています。</p>	A		

要望項目	取組状況等	県政への 反映区分 ※	その後 の対応	左の事由
<p>(5) 若年者の確保、育成について【岩手県電業協会、岩手県アスファルト合材協会】</p>	<p>① 県では、各広域振興局等に就業支援員を配置し、高校卒業後に就職を希望する生徒に対し、県内就職の促進を中心とした個別支援を行っています。その支援の過程で、生徒や高校に対し、地域内事業所の求人動向や企業が求める人材像等の情報を提供し、県内企業における新卒者の継続的な採用を支援しています。なお、国においては、若者の採用・育成に積極的に雇用管理の優良な中小企業を「ユースエール認定企業」として認定し、認定企業限定の就職面接会の開催や助成金の加算等の優遇措置を講じています。(B)</p> <p>総合評価落札方式において、雇用対策の実績として学卒者等を正規社員として新規雇用した場合に加点しているところであり、引き続き国や他県等の取組を参考としながら、新規雇用の促進に向けた取組を進めていきます。(B)</p> <p>② 県教育委員会では、生徒の職業観・勤労観を育成するため、高等学校段階におけるインターンシップの実施を推進しております。</p> <p>令和3年度の公立高等学校の実施状況は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり55.6%となりましたが、オンライン見学会を実施するなど、生徒が地元企業を十分に理解する機会の充実に努めました。</p> <p>インターンシップを行う事業所については、生徒の学習内容(専門性)や進路希望等を踏まえて決定しており、生徒の主体的な職業選択につながるよう取り組んでいます。</p> <p>今後も、企業見学やインターンシップ等のキャリア教育を推進し、職業観の育成に取り組んでいきます。(B)</p> <p>県では、進学している高卒者が多い現状等を踏まえ、令和4年度新たに県内の大学等及び企業が出展する進学希望の高校生等を対象とした合同説明会を開催するとともに、県内就業・キャリア教育コーディネーターを各広域振興局等に配置して県内企業の認知度向上に取り組むなど、キャリア教育の取組を強化しており、こうした取組はインターンシップ実施の動機付けにもなると考えています。(B)</p> <p>③ 建設業における労働環境の改善に向けて、業界団体とともに「週休2日制普及促進キャンペーン」を展開しているほか、工程に制約のある工事等を除き、原則全ての工事を週休2日工事として発注し、休日の確保に配慮しています。</p> <p>また、若手技術者の育成については、県が、(一社)岩手県建設業協会と共催で実施している「経営革新講座」や「建設業経営講習会」において、技術力向上を目的とした講習を実施しているほか、経営幹部等を対象に若手技術者の育成に関する講習を実施するなど、将来を担う若手の育成に向け、各種研修を開催しています。</p> <p>引き続き、労働環境の改善と若手技術者の育成のための各種研修の開催に取り組んでいきます。(B)</p>	<p>B : 5</p>		

要望項目	取組状況等	県政への 反映区分 ※	その後 の対応	左の事由
<p>(6) 県内建設関連企業への積極的発注拡大について 【岩手県測量設計業協会】</p>	<p>① 条件付一般競争入札資格基準等の見直し 地域要件の見直しについては、令和4年10月に実施したアンケート結果を踏まえ、適切な運用となるよう必要な検討を進めていきます。(C)</p> <p>② 簡易総合評価落札方式入札 ア 簡易総合評価落札方式については、平成30年度の関係団体からの要望を踏まえ、令和元年度より現制度の500万円以上に対象業務を拡大したところですが、業務内容に応じた発注方式の選定も視野に、より柔軟な制度の運用が図られるよう検討していきます。(C) イ 失格基準価格の算定方法については、失格基準価格の算定対象者を応札額の低い順に8割とすることとし、令和5年度からの運用開始へ向けた準備を進めております。(A) ウ 業務成績評定における配点については、他の評価項目とのバランス等を考慮しながら、適切な評価が行われるよう努めます。(C) エ 配置予定管理技術者の専任性については、他県の運用等を踏まえながら、適切な評価が行われるよう努めます。(C) オ 共同設計方式の入札参加資格への必須要件化や適用する業務の拡大については、共同設計方式で発注された入札への応札状況や他県の状況を参考としつつ、適切な運用となるよう努めていきます。(C) カ 一括審査方式については、受発注者双方の負担の軽減を図る上で有効であると考えられますが、導入については、今後も国や他県の動向を注視していきます。(C)</p>	<p>A : 1 C : 6</p>		
<p>(7) 工事の発注時期や工期末の分散により、労務の平準化が図られる発注の実現について【岩手県防水工事業協同組合】</p>	<p>改正品確法の趣旨を踏まえ、県発注工事において年度当初の工事量を確保するため、ゼロ県債活用や積算の前倒しによる早期発注に努めているほか、債務負担行為の設定や繰越制度の活用などにより、年間を通じた工事量の平準化に取り組んでいます。</p>	<p>A</p>		

要望項目	取組状況等	県政への 反映区分 ※	その後 の対応	左の事由
(8) 小規模専門業者への就職促進のための施策について【岩手県防水工事業協同組合】	<p>各公立高等学校においては、生徒の希望や興味関心、三者面談等で保護者の意向を踏まえながら進路指導を行っています。</p> <p>また、県教育委員会では、地元企業への関心を高めるためには、児童生徒、保護者、教員の理解が重要であることから、インターンシップや企業見学会等の実施に加え、令和4年度からは「いわて高校魅力化・ふるさと創生推進事業」において地域産業講座の実施や技術者による実技指導を受けるなど、各学校が地域や産業界、関係部局と連携を図りながら、地元就職に向けた機運の醸成に取り組んでいます。</p> <p>今後も地域産業を支え、ふるさと振興に寄与する担い手の育成を進めていきます。</p>	B		
(9) 若年者の技能育成と雇用維持に対する雇用支援策の拡充について【岩手県防水工事業協同組合、日本造園建設業協会岩手県支部】	<p>建設業全体における人材の育成・確保に関する取組としては、(一社)岩手県建設業協会に設置する経営支援センターに対する補助事業により、経営革新アドバイザー派遣や経営革新講座等を実施しているほか、雇用する建設労働者の技能実習に要する費用や賃金の一部を助成する助成制度等の紹介なども行っています。</p> <p>今後も引き続き専門技術者の育成に向けた取組を進めていきます。(B)</p> <p>県では、在職者の資格取得や知識・技術の習得を支援するため「在職者訓練能力開発セミナー」を開催しています。</p> <p>また、国家検定である「技能検定」の受検料については、25歳未満の雇用保険被保険者を対象に減免措置を講じているほか、在職者訓練能力開発セミナーはテキスト代等の実費を除いて無料で受講出来ます。</p> <p>今後とも、これらの制度の周知や受講促進を図ることにより、若年者の資格取得や技能育成を支援していきます。(B)</p>	B : 2		
(10) 補償コンサルタント業務の発注拡大について【日本補償コンサルタント協会岩手県部会】	<p>県では、用地リスクの把握と対応への資料作成、建物等支障物件の調査等業務について、用地職員の減少や資質・能力向上が課題となっている中、複雑多様化していることから、専門的知識や技術、経験を有する補償コンサルタントの御協力が欠かせないものであり、必要に応じて当該業務の発注を行っており、今後も業務量の確保に努めていきます。</p>	A		

要望項目	取組状況等	県政への 反映区分 ※	その後の 対応	左の事由
2 生産性の向上について				
<p>(1) 公共工事における落札率の引上げと適正な工期について【岩手県電業協会】</p>	<p>本県では、令和3年4月から、総合評価落札方式の適用工事の拡大などのダンピング防止対策の強化を図ったほか、令和4年4月には、国に合わせて調査基準価格の引き上げを行ったところです。</p> <p>これまでの取組により、平均落札率は平成24年度以降90%台で推移しており、引き続き入札動向を注視しつつ、適切に対応していきます。(B)</p> <p>工期については、週休2日を想定した設定としており、令和3年度から全県で余裕期間を180日を超えない範囲で設定できることとしています。(A)</p> <p>設備投資や人材育成への支援については、令和2年度からICT機器を導入しようとする建設企業に対する助成制度により、県内建設企業の生産性向上の取組を支援しています。(B)</p> <p>また、雇用する建設労働者の技能実習に要する費用や賃金の一部を助成する助成制度等の紹介なども行っています。</p> <p>今後も引き続き専門技術者の育成に向けた取組を進めていきます。(B)</p>	<p>A : 1 B : 3</p>		
<p>(2) 労務費の引上げについて【岩手県警備業協会】</p>	<p>公共工事設計労務単価については、毎年実施している公共工事労務費調査の結果を基に国が決定しているものであり、令和3年3月に改定したところです。</p> <p>今後とも労務単価が改定された際には、速やかに適用していくなど、国と連携を図りながら、適正な設計・積算を行っていきます。</p>	<p>B</p>		
<p>(3) 建設資材等の地元調達について【岩手県生コンクリート工業組合、岩手県建設資材連合会、岩手県採石工業組合】</p>	<p>県営建設工事の受注者に対して、岩手県営建設工事請負契約書付記により、使用する建設資材について、県内企業からの調達や岩手県産資材の調達を要請するとともに、受注者が、県内で生産・加工又は製造された建設資材を自発的に使用した場合には、工事施工成績評定において評価しており、引き続き、県産資材の優先利用の促進に努めていきます。</p> <p>また、コンクリート構造物における現場打ちの導入に当たっては、各現場ごとに施工条件やコスト等を考慮した上で、適切な採用に努めていきます。</p>	<p>A</p>		
<p>(4) 適正な設計・積算について【岩手県生コンクリート工業組合、岩手県コンクリート製品協会、岩手県採石工業組合】</p>	<p>資材価格については、毎月実勢価格の動向を把握し、随時、建設資材の設計単価を改定しており、土木関係資材単価については、令和4年9月から、主要材料及び燃料類は、従前5%以上の変動で改定していたものを毎月改定することとし、建築関係資材単価についても、令和4年8月から、従前年2回だった改定頻度を年4回に増やしています。</p> <p>また、資材価格の急激な変動には、工事請負契約書のスライド条項の適用や工事請負契約締結後における単価適用年月の変更を運用し、対応しています。</p>	<p>A</p>		
<p>(5) 適正な工期設定について【岩手県鉄構工業協同組合】</p>	<p>工事発注にあたっては、改正品確法の趣旨を踏まえ、適正な工期を設定しており、引き続き、債務負担行為や繰越制度も活用しながら、十分な期間を確保するよう努めていきます。</p>	<p>A</p>		
<p>(6) ICT等新技術を活用した生産性向上について【岩手県測量設計業協会】</p>	<p>県では、国が提唱するi-Constructionの取組に呼応し、県内建設現場においてICT活用工事の導入等の取組を進めているところです。</p> <p>今後、県内において、i-Constructionの一層の普及と拡大を図るためには、調査・測量・設計段階から3次元による測量及び設計データを作成する業務を実施していく必要があると認識しており、BIM/CIM活用業務の運用を開始しました。</p>	<p>A</p>		

要望項目	取組状況等	県政への 反映区分 ※	その後 の対応	左の事由
(7) 橋梁補修・耐震補強設計の積算基準について【岩手県測量設計業協会】	橋梁補修・耐震補強設計歩掛の整備については、受発注者双方において働き方改革等の観点から、過重労働の解決に資する手段の一つであると認識しています。 しかし、補修・補強の対象となる橋梁の構造形式や現場状況、劣化具合等が多岐にわたり、統一的な歩掛を設定することは困難な状況であることから、今後も国や他県の動向を注視していきます。	C		
(8) 実勢に沿った資材費の積算について【岩手県電業協会、岩手県防水工事業協同組合、岩手県アスファルト合材協会、岩手県コンクリート製品協会、岩手県採石工業組合】	資材価格については、毎月実勢価格の動向を把握し、随時、建設資材の設計単価を改定しており、土木関係資材単価については、令和4年9月から、主要材料及び燃料類は、従前5%以上の変動で改定していたものを毎月改定することとし、建築関係資材単価についても、令和4年8月から、従前年2回だった改定頻度を年4回に増やしています。 また、資材価格の急激な変動には、工事請負契約書のスライド条項の適用や工事請負契約締結後における単価適用年月の変更を運用し、対応しています。	A		
(9) 災害時の対応について【日本補償コンサルタント協会岩手県支部】	災害時応急対策業務は、関係団体が相互に明確な状態で活動することが重要と考えます。 協定については、現在、(一社)日本補償コンサルタント協会東北支部岩手県部会と意見交換、検討等を行っているところであり、今後も引き続き検討を進めていきます。	B		
(10) 技能検定試験の安定実施に向けた指導支援の継続について【岩手県防水工事業協同組合】	技能検定の実施職種については、厚生労働省が毎年度公示する実施職種を基に、県内の関係団体や学校からの要望等を踏まえ決定しています。 受検者数が少ない職種については、隔年実施等の手法を取り入れながら、希望される方ができるだけ県内で受検できるように取り組んでいるところです。 今後とも、資格取得を目指す方の挑戦機会を確保するため、幅広い職種での試験の実施に取り組んでいきます。	B		
(11) アスファルト廃材の有効利用について【岩手県アスファルト合材協会】	県土整備部が発注する工事においては、建設副産物が発生する場合は適正に処理すること、また、再生材の利用促進を図ることとしており、引き続き取組を推進していきます。	B		
(12) 通期での雇用確保について【岩手県警備業協会】	県では、改正品確法の趣旨を踏まえ、県発注公共工事において年度当初の工事量を確保するため、ゼロ県債の活用や積算の前倒しにより早期発注に努めているほか、債務負担行為の設定や繰越制度の活用などにより、年間を通じた工事量の平準化に取り組んでいます。	A		

要望項目	取組状況等	県政への 反映区分 ※	その後 の対応	左の事由
3 入札制度について				
<p>(1) 総合評価における評価項目の見直しについて【岩手県鉄構工業協同組合】</p>	<p>① 入札参加資格の営業所の所在地については、条件付一般競争入札において、十分な競争性が確保されることを前提に、工事場所の属する旧振興局の区域を基本に地域要件を設定して地元業者の受注機会の確保に配慮しています。 各工種の業者数の偏り等を勘案した地域要件の運用については、発注業種により地域要件に不均衡を生ずることとなり入札の公平性を確保する上で難しいと考えます。(C)</p> <p>② 入札参加資格の施工実績要件や配置予定技術者施工経験は、工事品質確保等の観点から求めています。技術的難度が比較的高くない工種や該当業種のほとんどの業者が実績を有していると認められる場合等は、施工実績要件等を付さないなどの要件緩和を実施しています。 また、総合評価落札方式においては、複数の配置予定技術者の申請が可能となっているほか、専任補助者の配置が可能となっています。(B) 余裕期間については、令和3年度から全県で180日を超えない範囲で設定できることとしています。(A)</p> <p>③ 企業や配置予定技術者の施工経験については、近年における技術力を評価するための項目として導入しているものです。 なお、製作架設工事の実績の有無のみを評価することについては、国や他県の動向を注視していきます。(C)</p> <p>④ 本県では、県内企業への下請等発注及び県産資材の活用について県営建設工事請負契約書付記条項を定め、受注者へ要請していることから、すでに高い水準にあると認識しています。 総合評価の項目とすることについては、国や他県の動向を注視していきます。(C)</p> <p>⑤ 特定共同企業体へ発注する工事は、大規模かつ技術的難度の高い工事を対象としています。特に技術的難度の高い特殊な工事については、対象金額を引き下げて運用しています。 なお、技術的難度に拘わらず対象金額を引き下げることが難しいと考えます。(C)</p> <p>⑥ 鋼橋上部工として発注する工事のうち、橋梁補修・補強工事については、主たる工種に工場製作を必要としない工事もあることから、自社工場の保有を評価の対象としていないところですが、国や他県の動向を注視していきます。(C)</p>	<p>A : 1 B : 1 C : 5</p>		
<p>(2) 機械設備保守点検整備の一括発注について【岩手県鉄構工業協同組合】</p>	<p>県が管理する水門・陸閘等に関する機械設備及び電気設備の保守点検については、各施設管理者において保守点検業務を発注しており、自動閉鎖施設を管理する公所単位で一括発注しているところ。現在は単年度発注による業務委託となっていますが、保守点検業務については、年間を通しての緊急時対応の必要性についても認識しているところ。地域ごとの一括発注、複数年発注については、施設を管理する上でのメリット・デメリットを勘案しながら検討していきます。</p>	<p>B : 2</p>		

要望項目	取組状況等	県政への 反映区分 ※	その後 の対応	左の事由
(3) 総合評価の発注について【日本塗装工業会岩手県支部】	<p>総合評価落札方式の資格取得の取組の評価においては、新たに登録基幹技能者に登録された職員がいる場合には評価の対象としています。</p> <p>塗装技能士を評価の対象とすることについては、国や他県の動向を注視していきます。(C)</p> <p>塗装工事の入札については、令和3年4月から「主要工種に係る職長には、必要となる技能士等を自社（連結決算会社を含む。）雇用の者を配置できること。」とする自社施工要件を付していることから、現在は、塗装技能士を有していない業者が落札することはないものと認識しています。</p> <p>令和3年4月からダンピング対策の一環として総合評価落札方式の推進を図るため、適用対象を拡大し、3千万円以上の工事は原則適用としており、一部の業種の適用金額を変更することについては、発注業種により取扱いに不均衡を生ずることとなり入札の公平性を確保する上で難しいと考えています。</p> <p>(C)</p> <p>低入札価格調査においては、国が公共事業の品質確保や賃金の適切な確保の観点から調査基準価格算定モデルを示していますが、県では基本的に国に準拠しており、国の基準を大きく逸脱して設定することは難しいと考えています。</p> <p>また、「失格基準価格」については、平成29年9月29日付け総務省及び国土交通省からの通知（「総合評価落札方式による入札における適切なダンピング対策の実施について」）では、「調査基準価格」と適切な幅を設けることとされており、制度の趣旨に即した一定の価格の幅を確保することが必要と考えます。</p> <p>令和3年4月から、総合評価落札方式の適用工事の拡大などのダンピング防止対策の強化を図ったほか、令和4年4月には、国に合わせて調査基準価格の引き上げを行ったところです。</p> <p>これまでの取組により、平均落札率は平成24年度以降90%台で推移しており、引き続き入札動向を注視しつつ、適切に対応していきます。(C)</p>	C : 3		
(4) 働き方改革と担い手確保について【岩手県測量設計業協会】	<p>① 最低制限価格については、国の低入札価格調査基準等を参考にその算定基準を定めており、他県と比較し大きな乖離はありませんが、引き続き国等の動向を注視しながら、必要に応じて検討していきたいと考えています。(C)</p> <p>② 年度当初からの予算執行の徹底、繰越明許費の適切な活用による年度末の業務の集中を回避するといった予算執行上の工夫等により、適正な履行期間を確保しつつ、業務の履行期間の平準化や履行期限の分散化に取り組んでいます。</p> <p>Webによる確認検査や打合せについては、行政情報ネットワークの見直しを進めているところであり、整備状況を見極めながら対応を検討していきます。(B)</p>	B : 1 C : 1		
(5) 建設関連事業の県内建設関連企業への発注拡大について【日本補償コンサルタント協会岩手県部会】	<p>業務の発注にあたっては、地域要件を業務委託場所の属する振興局等の管内から順次拡大することとしており、県内企業を優先して発注しています。</p>	A		

要望項目	取組状況等	県政への反映区分※	その後の対応	左の事由
(6) 条件付一般競争入札資格基準等の見直しについて【日本補償コンサルタント協会岩手県部会】	建設関連業務における地域要件の見直しについては、令和4年10月に実施したアンケート結果を踏まえ、適切な運用となるよう必要な検討を進めていきます。	C		
(7) 予定価格事前公表について【岩手県電業協会、日本塗装工業会岩手県支部】	入札における適正な競争を確保する上で、予定価格の事前公表は、入札の透明性の向上、発注者受注者双方の事務効率の向上、また、予定価格に関わる不正排除にも有効なものとして、本県では平成17年度から全ての入札に導入しています。 なお、予定価格の事前公表に当たっては、国が求める実施の適否について、十分検討を行いながら運用しているところであり、現時点では入札の適正な競争が確保されていると考えています。 引き続き入札動向を注視しつつ、適切に対応していきます。	C		
(8) 塗装業者への分離発注について【日本塗装工業会岩手県支部】	塗装工事等の専門工事については、原則として分離発注を行うこととしており、引き続き各専門工事業者の受注機会の確保に努めていきます。	A		
(9) 塗装業者への発注件数について【日本塗装工業会岩手県支部】	条件付一般競争入札においては、十分な競争性が確保されることを前提に、工事場所の属する旧振興局の区域を基本に地域要件を設定して地元業者の受注機会の確保に配慮しています。 各工種の業者数の偏り等を勘案した地域要件の運用については、発注業種により地域要件に不均衡を生ずることとなり入札の公平性を確保する上で難しいと考えます。	C		
(10) 防水工事発注案件において適用されている「技能士雇用会社自社施工要件」を来年度以降も継続しての運用について【岩手県防水工事業協同組合】	防水工事に係る自社施工要件は、適切な施工体制の確保及び品質確保の観点から、必要と考えています。	A		
(11) 入札制度全般について【岩手県電業協会】	① 県土整備部では、建設業における労働環境の改善に向けて、業界団体とともに「週休2日制普及促進キャンペーン」を展開しているほか、原則全ての工事を週休2日工事の対象としています。 加えて、令和3年4月から取り組んでいる発注者指定型について、令和4年4月から設計金額に応じた選定要件（1億円以上で工程上の制約がない場合）を設定しています。 また、港湾及び空港工事を除き、現場閉所が困難な場合の週休2日交替制工事も導入し制度の拡充を図っているところです。（A） ② 県では、入札におけるダンピング対策として令和3年4月1日以降入札公告する工事において、予定価格3千万円以上の工事は原則総合評価落札方式を適用しています。また、既に予定価格250万円以上で工事担当課の長が必要と認める場合は総合評価落札方式を適用しています。 全面的な実施については、国や他県の事例を参考としながら検討していきます。（B）	A : 1 B : 1		

※ 「県政への反映区分」は別紙のとおり

「県政への反映区分」について

反映区分	記号	内 容
提言等の趣旨に沿って措置したもの	A	<p>(1) 質問・照会等の内容であり、その趣旨を満たしたもの</p> <p>(2) 意見提言の趣旨に沿い、現行制度等で措置し、提言等の趣旨を満たしたもの</p> <p>(3) 市町村、団体等との連絡・調整等を要し、調整等により提言の趣旨を満たしたもの</p> <p>(4) 当該年度中に事業が完了し、提言等の趣旨を満たすもの</p> <p>(5) 当該年度中に完了しないが、事業に着手（当該年度中に着手予定を含む）し、事業完了時に提言の趣旨を満たすもの</p> <p>(6) その他、上記に類するもの</p>
実現に向けて努力しているもの	B	<p>(1) 実現に向けて努力しているが、現段階で提言の趣旨を満たしていないもの (例) ・制度・条例等の新設・改正等を要するもの ・予算措置（県単・国庫補助等）を要するもの ・市町村、団体等との連絡・調整等を要するもの</p> <p>(2) 国等の事務事業に係るもので、実現に向けて、県として要望・提案を行うなどしているもの</p> <p>(3) その他、上記に類するもの</p>
当面は実現できないもの	C	<p>(1) 現時点では、実現することが難しいもの</p> <p>(2) 優先順位等を見極めながら、状況に応じて判断するため、現時点では見通しが立たないもの</p> <p>(3) その他、上記に類するもの</p>
実現が極めて困難なもの	D	<p>(1) 県の行政には馴染まないもの</p> <p>(2) 実現が極めて困難なもの</p> <p>(3) その他、上記に類するもの</p>
その他	S	反映区分の選択になじまないもの
	T	県民等からのお礼、感謝の類